

# 令和元年度 第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

## 次 第

と き 令和元年8月6日(火)  
13:30~15:00  
ところ 上越市役所401会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 委員紹介

5 会長・副会長の互選

6 議事

(1) 障害者差別解消法及び協議会の役割及び運営について：資料1~4

(2) 市への相談受理後の支援体制について：資料5

(3) 意見交換

7 その他

8 閉会

## 上越市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿(R1.8.6～R3.3.31)

(委員区分順、敬称略)

選出区分		氏名	所属等	備考
1	学 識	河合 康	上越教育大学大学院教授	
2	法曹等	朝日 啓	新潟県弁護士会	
3		西山 工三	上越人権擁護委員協議会会長	
4	福 社	大山 真鶴佳	上越市社会福祉協議会地域福祉課 権利擁護生活支援係長	
5		川澄 隆章	つくしワークショップスペース 管理者	
6		水島 純平	放課後等デイサービス「また明日」 児童指導員	
7		高橋 小弓	夕映えの郷 相談支援事業主任	
8		稲田 強	相談支援事業所 スキップ 管理者	
9	医療・保健	山田 英理子	三交病院 精神保健福祉士	
10	障害者・障害者団体	松原 義一	上越地区手をつなぐ育成会 会長	
11		吉原 富男	上越市家族会 会長	
12	行政	飯田 恭子	上越公共職業安定所 統括職業指導官	
13		山本 条太郎	上越警察署 生活安全課長	
14		飯塚 俊子	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	
15	民生委員・児童委員	塩崎 千恵子	民生委員・児童委員協議会連合会 障害者部会長	

へい せい ねん がつ  
平成28年4月スタート

# みんなで取り組む

## しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ くべつ せいげん  
障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



### だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう しょうがい ひと ひと びょうどう せいかつ しゃかい  
「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

上越市 福祉課

TEL 025-526-5111

FAX 025-525-5157



# しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

## しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とした差別をなくすために

しょうがいしゃさべつかいしょうほうくにしくちょうそんぎょうせいきかんかいしゃみせみんかんじぎょうしゃしょうがい  
障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある  
ひとたいしょうがいりゆうさべつせいいていほうりつ  
人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

しょうがいひとたがじんかくこせいそんちやうあきょうせいしゃ  
障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社  
かいもくてき  
会をつくることを目的としています。

### たいしょうしょうがいひと 対象となる「障害のある人」とは？

しょうがいしゃきほんほうさだしんたいしょうがいちてきしょうがいせいしんしょうがいほつたつしょうがいふくしんしん  
障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の  
機能の障害があり、しょうがいしゃかいできしょうへきにちじょうせいかつしゃかいせいかつこんなんひと  
機能の障害があり、障害や社会的障壁\*によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。  
しょうがいしゃてちやうひとあふく  
障害者手帳をもっていない人も含まれます。

しゃかいできしょうへきしょうがいひとにちじょうせいかつしゃかいせいかつおくうえしょうへきじぶつせいどかんこうかんねん  
\*社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念  
どさまざまなものことです。

## しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とする差別とはどんなこと？

1 しょうがいりゆうしょうひんていぎやうきやひせいげん  
障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、  
しょうげんつふどうさべつてきとあつかい  
条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

くるまりゆう  
車いすを利用していることを  
りゆう理由に、レストランなどへの入  
てんことわ  
店を断った。



しょうがいつた  
障害があることを伝えると、  
りゆうそれを理由にスポーツクラブな  
にゅうかいことわ  
どへの入会を断った。



しょうがいつた  
障害があることを伝えると、  
りゆうそれを理由にアパートなどの部  
や貸さなかつた。  
屋を貸さなかった。



2 しょうがいひとなんはいりよちとしゃかいできしょうへきとのぞ  
障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために  
こうりてきはいりよおこなこうりてきはいりよふていさよう  
合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

えきこうないしかくしょうがいひと  
駅の構内で視覚障害のある人  
から質問されたが、駅員はわか  
るように説明しなかった。



さいがいひなんじよちやうかくしょうがい  
災害避難所で聴覚障害がある  
ことを伝えられたが、必要な情  
報を音声のみで提供した。



やくしょかいぎまねしょうがい  
役所の会議に招かれた障害の  
ある人に配慮を求められたが、  
何も対応しなかった。



# 事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

車いすの利用者などのために、店舗などの出入りにスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなど工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入る飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。





# 住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

## 障害のあるみなさんの声を聞かせてください

障害を理由とする差別で困ったときなどは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、それぞれの関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置など地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

令和元年8月6日(火)
第1回障害者差別解消支援 地域協議会資料2
健康福祉部福祉課

## 上越市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、上越市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 構成機関等（法第18条第2項に規定する構成機関等をいう。）が対応した相談事例の共有に関する事。
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備に関する事。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有及び分析に関する事。
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る事案の共有に関する事。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の周知及び発信並びに障害特性の理解のための研修及び啓発に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者又は障害者団体に加入している人
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 法曹関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 国又は県の職員
- (7) その他市長が必要と認める人

2 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げな

い。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。



令和元年8月6日(火)
第1回障害者差別解消支援 地域協議会資料3
健康福祉部福祉課

## 協議会運営に関する確認事項（案）

### 1 会議時間について

- ・ 原則として、1回の会議について概ね2時間程度までとする。

### 2 会議情報の公開について

#### (1) 会議及び会議録の公開

- ・ 会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

#### (2) 委員名簿の公開

- ・ 委員名簿は、公開するものとする。名簿には、名前、所属、役職を記載し、さらに協議会の役職名（会長、副会長）を記載する。

#### (3) 会議資料及び会議録の公開方法

- ・ 会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- ・ 会議録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、会長及び副会長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・ なお、発言者の委員名についても公開する。

### 3 審議の進め方

- ・ 議事は、委員個人の意見ではなく、合議により協議会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、会長は協議会に諮って決定する。
- ・ 各委員の発言時間を十分確保しながら、効率的・効果的な会議とするため、事務局は事前に資料を提供するとともに、簡潔に説明するよう努める。

### 4 協議会の日程

- ・ 別紙「スケジュール（案）」のとおり

令和元年 8 月 6 日 (火)
第 1 回障害者差別解消支援 地域協議会資料 4
健康福祉部福祉課

## スケジュール (案)

### 1 全体会議

#### ■ 第 1 回協議会 (8 月 6 日)

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 会長・副会長の互選
- ・ 協議会運営に関する確認事項等について

#### ■ 第 2 回協議会 (令和 2 年 2 月)

- ・ 令和元年度の取組状況について

### 2 研修会

日時：令和元年 10 月 26 日 (土) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

会場：リージョンプラザ上越 インドアスタジアム

内容：福祉・介護・健康フェア 2019in 上越と共催

#### 【啓発講演会】

「助け合うってどういうこと？～助け合う社会に必要なこと～」

講師 伊是名<sup>いせな</sup> 夏子氏

- ・ 「骨形成不全症」(骨が折れやすい) 障害により、電動車椅子を使用。右耳が聞こえない難聴もある。身長 100 c m と小柄であるが、東京で一人暮らしをしながら早稲田大学を卒業し、その後香川大学大学院修了。結婚し、4 歳と 2 歳の子育て中。10 名のヘルパーに支えられながら過ごしている。

## (2) 市への相談受理後の支援体制について

